**憲法第9条破棄・平成新憲法制定を！（上）**

**２０１１年４月８日**

**★日本国憲法には「安全保障条項」が無い！**

**★憲法９条の正体とケーディスの秘密！
★ポツダム憲法・ＭＣ占領国憲法・半独立国家憲法は、講和独立時に改正すべき 日本国民の責務であった！**

**★安全保障条項を銘記した「平成新憲法制定」は独立国家日本の責務である！**

**始めに**■ＧＨＱの日本占領下で制定された、日本国憲法の制定の背景を再確認してみれば、１９４５年３月東京大空襲１０万人死亡、４月～６月２３日沖縄戦２２万人死亡（含む米兵死亡者）、広島・長崎原爆投下２１万人死亡（後日死亡被爆者７万人プラス計２８万人死亡）、７月１６日米国原爆実験成功、７月１７日ポツダム宣言発令、８月１５日ポツダム宣言受諾・終戦。
■ポツダム宣言１３項は「日本国軍隊の無条件降伏とこの実現に関した迅速かつ完全なる政府による保障の要求」がなされている。
ポツダム宣言に基づいて、ＧＨＱの日本占領計画が開始されたが、米国の「初期対日方針」の中で、ポツダム宣言１３項は、最も中心的なＧＨＱの課題であり、「日本の完全な武装解除と非軍事化および軍国主義の一掃」は中心的な使命であった。
■特に米国は、上記のような、「人道に対する罪」にも問われかねない、既にほぼ無抵抗状態にある日本に対する、行き過ぎた行動もあったが為に、日本の後年・将来の復讐をも過剰に恐れるはめになってしまったのである。ある識者の指摘によれば、キリスト教のアメリカは、例の十字軍的な視点から、異教徒「天皇教の日本」に対する、無慈悲で、異常な“宗教戦争的な世界”にはまり込んでいた為に、行き過ぎでやり過ぎた節度をも超えた「人道に対する犯罪行為」にも連座しかねない行動に走り、異教徒・日本人殲滅の意気込みが根底にあったとのことである。
ナチス・ヒトラーを「人道に対する犯罪」で裁いた、同一の米国の立場とは言い難き、後味の悪い幕引きで、勝利者としては騎士道のマナーを忘却していた様な反省の残る残念な結末であった。日本からの復讐を過分に恐れ「日本の武装解除・非武装化」を徹底した、無条件降伏、交戦権放棄、陸海空軍の武装放棄の誓いを銘記した憲法９条に結実し、憲法第９条を強制した根拠でもある。

★後記付記・参考資料（「米国の初期対日方針」参照、佐藤達夫『日本国憲法成立史・第一巻』有斐閣１９６５年　８９～９２Ｐ）

**１、ＧＨＱ憲法改正草案に関して**

**１）マックァーサー憲法改正の三原則**■マックァーサー元帥は、１９４６年（昭和２１年）２月３日マックァーサー・ノートを示して日本国憲法草案作成を民生局ホイットニー局長に命じた。いわゆるマックァーサー三原則である。その年の２月２６日に極東委員会が戦勝国の参加のもとで行われることになっていた。ここでの日本占領に関する絶対的主導権を獲得する為にも、日本国憲法改正草案を保持しておきたかったのである。その為にマックァーサーは、既に昭和２０年１０月4日には、日本側に"憲法改正の必要性を示唆"していたのである。
★故に日本側も政府はもとより、自由党から共産党にいたるまでの各政党もそれぞれの"憲法草案"を作りあげた（あげつつあった）のである。その様な中で、2月1日に日本政府草案・松本国務大臣による『松本草案・いわゆる甲案』が毎日新聞にスクープとして報道された。
日本政府はこの事件により急きょ同日中に『松本草案要綱 及びその説明書』をＧＨＱ司令部に提出することに成った。それを見たマックァーサーはこの日本側の改憲草案をこころよく思わず、ＧＨＱサイドで日本国憲法改正草案を作成するべく決意して、急きょ２月３日に下記・ノート（マックァーサーメモ）を手渡したのである。

■マックァーサー憲法制定三原則は後日，二項目加えられて五原則になった。(1)天皇制に関して、(2)戦争放棄に関して、(3)皇族を除く華族制度の廃止に関するもの、そして(4)一院制の議会に関するもの、(5)予算の制度は英国の制度によるべきこと。であった。

■マックァーサー憲法三原則の中で、最も大きな問題を日本の戦後政治にもたらしたものは、(2)の「戦争放棄」に関するものである。マックァーサーはこの公表されたメモ・マックァーサー改憲五原則以外に、最重要な条項である「戦争放棄」に関して、極秘の「ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴメモ」を用意したのである。後日・１９８０年代に日本国憲法の研究者達により発見、解明された、極秘のメモ「ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ」の内容は下記に記したものである。これは最高の究極の秘密であって、当時としてはマックァーサー、ホイットニー（民生局長）、そしてケーディス（民生局次長）など限られた民生局のトップ者だけが知るのみであった。

**２）憲法９条「戦争放棄条項」に関した極秘指令**■後日１９８０年代に入り下記に解説のごとくに、江藤淳、古森義久、西　修氏等の愛国的な日本国憲法研究努力とケーディス次長への直接インタビュー等により明確にされた、憲法９条制定時の「極秘・ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ」『マックァーサー・メモ』の内容は以下のものである。　★（詳細は本論に後記してある）

**■★日本は国家の主権的権利としての戦争を放棄する。
①『日本国は国際紛争解決の手段としての戦争』を放棄する。②『および自国の安全を保持する為の手段としての戦争をも放棄する』。③日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。④如何なる日本の陸海空軍も決して許されないし、将来も許されることはない。⑤如何なる交戦者の権利も日本軍には与えられない」。（**番号は整理明確化の為筆者記入）。というものであった。

① と②が９条に関するマックァーサー指令・戦争放棄の二原則なのであった。こ段では、自衛の為の戦争も禁じられている。全ての「戦争放棄条項」であり、武装の放棄、交戦権の放棄を厳命した指令であった。まさしくマックァーサーの憲法９条改正案は、ポツダム宣言１３項「条無条件降伏憲法草案」・占領政策としての「占領憲法草案」そのものであったのである。
これらの秘密は、占領政策の核心であった「占領軍による検閲と言論統制」により、守護された。逆に平和憲法、民主憲法、国民主権等などが占領政策下で宣伝啓蒙されたのである。

■ＧＨＱによる"日本国憲法改正草案"は、ケーディス民政局次長が全体の責任を持ち、合わせて憲法９条「戦争の放棄」条項はケーディスが自ら担当したものである。場所は東京の「新橋第一ホテル」であった。
２月４日に改憲草案・ＧＨＱ改憲草案作成に着手して、一週間後の2月１０日には完成し、１１日にマックァーサーに報告され、その後2月１２日に印刷され、2月１３日には日本側、吉田外相、松本大臣に手渡されたのである。もちろんのことこの段階では英文の日本国憲法改正の草案であった。これを日本側では、外務省により日本語に翻訳し2月１９日の閣議に提示して、それまでの経過説明を松本大臣が行ったのである。

■マックァーサーは憲法改正草案作りとその完成、及び日本国憲法成立の過程において、天皇に関する条項と第9条の戦争放棄に関する条項は絶対に引くことのない第一優先の課題であることを強調したのである。★（佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻・有斐閣１９９４年）

■後日最終的に完成した日本国憲法は、
序文に「・・日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。・・日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。・・と銘記されている。

憲法第9条は『戦争の放棄』(1)日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(2)前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**２、憲法９条の矛盾：戦争放棄、戦力放棄、交戦権放棄条項**

**１）第９０回帝国議会**■第９０帝国議会の審議（制憲議会－衆議院）（１９４６年）にて、共産党の野坂参三議員が「侵略された国が、自国を護る為の戦争は正しい戦争といって差し支えないと思う。いったいこの憲法草案に、『戦争一般の放棄』、という形でなしに、『侵略戦争の放棄』とするのが正しいのではないか？」と質問したのであるが、これに対して吉田茂総理は以下のように答弁をしたのである。
★「戦争放棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権による戦争（自衛の為の戦争）は正当なりとせられるようであるが、私は斯くのごときを認めることが有害であると思うのであります。（拍手）近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於いて行われたる事は顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認めることが戦争を誘発するところであります。正当防衛による戦争が若しあるとするならば、その前提に於いて侵略を目的とした国があることを前提としなければならないのであります。故に正当防衛権を認めるということは戦争を誘発する危険な考えであります。ご意見のごときは有害無益の議論と私は考えます。」

**２）自衛隊創設と逆転的な解釈変更**日本国憲法は1946年に制定され（11月3日公布）1947７年憲法記念日の5月3日から施行された。日本はいまだＧＨＱ占領下にあったが、1948年に北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国が出現し１９４９年には中華人民共和国が建国宣言を成すなど、東欧諸国だけでなく、国際共産主義・コミンテルン勢力はアジアにも勢力圏を一気に拡張し、東西の冷戦体制は緊迫の度合いを高めていたのである。
■日本はサンフランシスコ講和条約で１９５２年４月２８日に独立を回復した。１９５０年６月２５日に勃発した隣国・朝鮮半島での朝鮮動乱の渦中の出来事であった。ポツダム宣言１３項、および日本国憲法第９条の狭く厳しき間隙から、日米安保条約と自衛隊創設の大問題が日本の憲法第９条に襲いかかって来たのである。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの平和と安全を保持しようと決意した」「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」等などの日本国憲法第９条の置かれた観点と朝鮮動乱、隣国の戦争状態始め一段と激化の度合いを深めた東西冷戦との異常なギャップであった。
世界とアジアの冷戦の中で、日本国内の保守陣営・「日米韓連帯勢力」と左派の革新陣営・「日中朝ソ連帯勢力」の政治的な 内戦が平和憲法と言われた憲法第９条下で深刻な課題に早々と直面することになったのである。
■この様な緊迫した日本を取り巻く情勢の中で、自衛隊および日米安全保障条約の違憲問題がクローズアップされたのは当然であり、政治的な内戦は、裁判闘争に明け暮れした季節に成ったのでありました。１９５０年７月８日に警察予備隊７万５０００人、早くも１９５２年には警察予備隊違憲訴訟が始まった。警察予備隊は保安隊、自衛隊に進化した。１９５４年には防衛庁が出来て、自衛隊が創設された。自衛隊は、陸自、海自、空自の３つの自衛隊が誕生したのである。（軍隊ではないとのことで、陸軍、海軍、空軍とは言えない国防軍ではない自衛隊とのこと）

**３）砂川基地裁判**■１９５７年、東京都下砂川町の在日米軍庁立川基地・陸上自衛隊立川駐屯地、広域防災基地、東京消防庁航空隊、警視庁第８方面本部・第４機動隊などが所在）の拡張工事のための測量が行われた際に、基地反対派の住民や全学連ら左翼過激派学生が、測量を妨害すべく東京調達超長局（現在の防衛施設局）の測量隊に投石し、基地の柵を30メートルにわたって破壊した上、基地敷地内に不法に侵入して座り込んだ。そこで、不法侵入した全学連・国鉄労組員ら25名が「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第３条に基く行政協定に伴う刑事特別法（刑特法）で検挙され、７名が起訴された事件。「砂川事件」
★弁護側は、日米（旧）安保条約に基く駐留軍基地は憲法９条の禁じる「戦力」に該当し違憲無効存在であり、また安保条約の極東条項は、我が国が直接関係しない紛争に巻き込まれる危険性があり、憲法平和主義の精神に反する、とした。そして、この事件を刑事特別法によって、一般の場合（軽犯罪法第１条32号）より厚く保護することは憲法３１条・適正手続きに反する、と主張した。一方検察側は、国連加盟国であり国連憲章を遵守するアメリカ軍の行動によって我が国が紛争に巻き込まれる恐れはなく、また第９条第２項で禁じる「戦力」とは我が国が指揮監督権を有する軍隊のことであるから在日米軍は戦力でない、とした。
★第１審の東京地方裁判所（伊達秋雄裁判長）は、弁護側の主張をほぼ全面的に採用し、米軍駐留は我が国政府の行為であるとして、在日米軍を違憲存在とした。（伊達判決、１９５９年）。検察側は最高裁に飛躍・跳躍上告した。

■上告審で最高裁判所は、以下の理由で原判決を破棄差戻しとした。即ち、
① 憲法が禁じる「戦力」とは我が国が主体的に指揮管理出来る軍隊の事であり、駐留外国軍隊

（在日米軍）は、戦力ではない。
② 安保条約の様な高度な政治性を有する事項は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には原則として、なじまず、一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外にある。
★との趣旨で、伊達判決を否定した。「直接国家統治の基本に関する高度に政治性の在る国家の

行為」＝「統治行為」は、一見極めて明白に違憲無効でなければ司法審査の範囲外にある、と

言う統治行為論を採用したのだ。
■自衛隊は合憲とは言えないが、明確に違憲であるともいえない。故に自衛隊を創設した政府の

行為は、犯罪行為であるとまでは言えない。故に政府は無罪である。この様な統治行為は、裁判所の違憲審査には適さず、主権者である国民とその代表者である国会が法的に決議すべき事項である。以後のあらゆる自衛隊、安保条約等の裁判の判決は、この最高裁判決「統治行為論」で違憲判決を排斥してきたのである。

★日本の左翼・革新陣営・朝日新聞、岩波・進歩的文化人等は、「自衛隊は、憲法違反、日米安保

は憲法違反！」を掲げて闘争を継続激化して、憲法第９条をめぐる国家的な大混乱は避ける事ができなかったのである。
反自民、反政府、反米・反日米安保条約で戦いを続けてきた、日本社会党は、最高裁での伊達判決敗訴によって、「自衛隊は違憲・合法存在である」との統一見解を出すに至っている。

**４）最高裁判；「統治行為論判決」批判**■１1962年「恵庭事件判決」、1969年「長沼ナイキ事件判決」、1982年「百里基地裁判」、および

1990年「湾岸戦争と国際貢献」等など自衛隊および日米安保条約が、憲法第9条との関係で、違憲性、合憲性が戦われてきたのである。
これらの裁判の頂点に立つ最高裁判所は、自衛隊が違憲か否かを問うのではなく、「憲法第９条の存在自体が憲法原理違反である事、少なくとも占領下ではなく成った独立国家としての日本の『安全保障条項に著しく不利益』を与えていること。
憲法第９条が憲法の原則、原理違反であり、むしろ違憲存在が問われるのは、自衛隊以前に『憲法９条の存在そのもの』である」との方向での判決を出すべきであったのであります。
合わせて「日本国政府と国民は、安全保障条項が銘記された、自主憲法制定に取り組むべきである」と明言すべきであったのである。
私は、この最高裁の正しくない判決が（間違った判決だとは決めつけられないが）戦後の日本の弱体化をもたらした最大の犯罪であったと考えています。真の独立国家日本への改憲の決定的で最大のチャンスを最高裁は生かす事ができなかったのである。

■米国憲法は序文で「安全保障」「国防・国家の自衛」の為に、米国憲法を制定すると憲法の原理

弁即が最初に銘記されています。ドイツの憲法は「安全保障条項を銘記」するとともに、明確に「侵略戦争の禁止条項を銘記」しています。日本と同じく第二次大戦で敗戦の経験をした国家で

あ りますが、日本の支離滅裂なあいまいな憲法第９条を再検討してこれを破棄し、「安全保障条項銘記」と「侵略戦争禁止条項銘記」のドイツ型憲法を学ぶべきでしょう。（ドイツ連邦共和国憲法参照の事）

**５）憲法の原理について**憲法は国家と国民の、自然権・基本的な人権・生存権を守護し、国民の幸福追求の権利を守護せんが為に存在すべき、国家と国民の為の基本法である。

★国家と国民は「国土と領海、主権と独立、文化と伝統、国民各位の生存権・基本的人権および幸福追求の権利などの権利を守護する権利があり義務がある。国家、国民の『自然権』にも「生存権・自衛権、正当防衛権」があります。日本国憲法は、この最も重要な憲法の原点であり核心点を忘却した、悪性憲法であります。『日本国憲法の問題点』（小室直樹著・集英社2002年245～246P）

■★下記に記す、江藤教授の『1946年憲法―その拘束』以下の出現が遅すぎたのかもしれません。

**３、マックァーサー極秘・メモと「ケーディスの秘密」の解明**

**１）江藤淳・憲法９条のなぞ解明への挑戦**江藤淳は戦後のＧＨＱの言論統制、検閲体制が徹底していた事を知り・『閉ざされた言語空間・占領軍の検閲と戦後日本』（江藤淳著・文春文庫・１９９４年）、米国にある、ウイルソン国際学術研究所・米国版占領資料館とメリーランド大学付属図書館・プランゲ文庫・米国版占領資料館に一年間も通い続けて遂に「マックァーサー憲法９条秘密文書原文」を発見したのでした。ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴの戦争放棄に関する、マックァーサー・ノートの存在があり、その中には「自衛の為の戦争をも放棄する」事が銘記されていたのでした。『１９４６年憲法―その拘束』（文芸春秋社・文春文庫・１９９５年１月★初期研究発表の出版は１９８０年）
この大発見が、意味不明のような日本国憲法９条の謎が解明されるきっかけとなったのであります。
江藤淳教授には『占領史録・上、下刊』・憲法制定過程、日本本土進駐がある。（講談社学術文庫・１９９５年）等があります。

**２） 古森義久・ケーディスインタビュー**江藤淳研究発表に衝撃を受けた、在米ジャーナリストの小森義久記者は、１９８１年４月９日ボストンにＧＨＱ民政局次長であったケーディス氏を訪ねて、日本の歴史に残る「憲法９条の秘密・および日本国憲法改正草案作成」に関した貴重なインタビューを行なっている。詳細は、『占領史録・下』－日本国憲法制定の過程―の１５～６０Ｐに詳細が記録されている。ポイントの核心は

■古森「ところでケーディスさんいわゆるマックァーサー・ノートですが、本来は日本が単に国際

紛争解決の手段としての戦争を放棄することのみならず、「自国の安全を維持する手段としての戦争をも放棄する」と規定されていたそうですね。自国の安全保持にも戦争を放棄すると言うのは、固有の自衛権をも否定してしまうに等しい、と多くの人がこの事を解釈していますが」

★ケーディス「そうです。それだけでなく、マックァーサー・ノートはさらに一歩進んで、“自 国 の防衛の為でさえも戦争を放棄する”と述べていたのです。
★古森「そうですか。私の持っている資料では、“自国の安全を維持する為にも”となっているのですが。もしもその様に書かれていたならば、これは固有の自衛権の否定に近いのではないでしょうか。
★ケーディス「はい、もしそう書かれていたらその通りですね。ただ私の記憶では、“自国の防衛の為でさえも戦争を放棄する”と言った趣旨の記述であったようです。この点に関しては、道理に合わないと思いました。全ての国は、自己保存の為の固有の自衛の権利を持っているからです。
だから私が憲法第９条の草案を書くときに、その部分をあえて削除致しました。だからあなたの持っている資料は、完全な原文ではないと思います。私自身が“その自衛の為の戦争をも否定する”の部分をあえて否定したのをハッキリ覚えているからです。
その事について、ホイットニー将軍から、“君はその部分（自衛のための戦争放棄メモ）を憲法原案に含め無かったじゃないか”と問い詰められました。それに対し、“それは現実的ではないから削除したのです”と答え、“一国が外国から侵略を受けてもなお自国を防衛する事が出来ない、等といかにして主張する事が出来るでしょうか”と解いたのであります。
しかし憲法は私の主張どおりにマッカーサー元帥によって承認されたのでした。そして幣原首相らに送られたのです。
★ケーディス「問題の部分は、“自国の防衛の為でさえも”あるいは“自国の保存の為にさえも”となっていたハズです。いや“自国の安全保障の為にも”であったかも知れない。そうです。『自国の安全保障の為にも』デス。この字句こそが正に難点だったのですが、故意に削除された訳で有ります。
★古森「その字句を故意に削除すると言う事は、あなたがやったわけですね。
★ケーディス「そうです。私が削除しました。
★古森「間違いなくあなたがやったのですね。あなた自身の考えに基づいてやったのですね。
★ケーディス「はい。しかし削除した後、私はホイットニー将軍にその旨を説明しました。以下省略。詳細は『占領史録・下』参照の事。

**３）西　修・ケーディスインタビュー**憲法学者で高名な、西　修・駒沢大学教授は、1984年11月にケーディスGHQ民政局次長（当時）をマサチューセッツの自宅でインタビューに成功している。ジャーナリストの古森義久氏に次いでの憲法専門学者からのインタビューであった。お二人とも、江藤淳教授の研究論文に衝撃を受けての歴史的なインタビューであった。『日本国憲法を考える』（西　修著・文春新書1999年85～86p）
内容は省略し、著書にゆだねたいが「マックァーサー・ノートから、“自己の安全を保持する為の手段としての戦争をも放棄する”とのマックァーサー・ノートの原案の部分を非現実的であると削除した」事の内容の証言が引き出されている。（以下次回に続く）

憲法第９条破棄・平成新憲法制定を！（下）２０１１年４月８日

**４、憲法９条破棄！平成新憲法制定を急げ！**

■★上記の「ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ」に関しての詳細は、下記の江藤淳氏の「戦後史研究」と小森・ケーディスインタビュー、西・ケーディスインタビューで解明されたのであります。それ以後今日では多くの方々が、これ等の［ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ］および「ケーディスの秘密」を知れるようになっている。
■米国も５０年を超えた機密文書を公開される原則があり，近年ではこの憲法第９条の秘密「ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ］は公文・開示されているのです。
「マックァーサー・メモおよびケーディスの秘密」の核心点は「②および自国の安全を保持する為の手段としてのそれ・戦争をも放棄する」が消去されている事であります。
★憲法９条が意味不明の証文・条項で有るとも言われて来た背景に、誰も知らない・神のみぞ知る「ケーディスの秘密」があったのでした。彼が自己の理性と良心に照らしてマックァーサー・メモの秘密文の一部を消去したのでありました。
■それでも憲法９条全文は「戦争放棄」の項目の枠組みの中にあり中にあり、戦争放棄、武装の放棄、交戦権の放棄で固めてあったので、憲法９条の精神は残存し、憲法条文に照らす限り、自衛隊違憲、「安全保障は犯罪である」との判決や政治的な見解が完全に消える事はありませんでした。
平和憲法の名において、憲法９条は長い間政治的に、悪用もされ続けてきたのです。国家の基盤を揺るがす、国家安全保障問題が不明確になり、政治的な大混乱のまま戦後６０年以上が経過したのであります。
■国家を守護する精神の欠如は、愛国心の欠如に連結し、「国家の為に生きる精神の欠如」を生みだし、個人主義の風潮から、エゴと自己中の人間が増産される根底の一端には、国防意欲を欠如させかねない、憲法第９条があります。
「為に生きる公共の精神」が人間の、愛・平和・統一・幸福の流儀であり、その基本は、「家族の為」と「国家の為」であります。
■このようにケーディスにより削除された部分『自衛権に関する部分』『自己の安全を保持するための戦争』『自衛のための戦争』放棄の項目は憲法第9条全文の論旨を完全にかえるには至ってはいないのです。中途半端なあいまいな条文になっていて、解釈も多方面にわたり、安全保障政策を混乱させた現況に成りました。吉田茂総理の答弁を見てもケーディスの削除は誰にも知られていない不思議な『秘密』なのでありました。
■もしも『ケーディスの秘密』がなかったならば、憲法9条自体が完全に「違憲条項＝憲法原理違反」になっていたものと考えられる。ケーディスの母国、米国憲法の前文には「われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を確立し、国内の平穏を保障し、『共同防衛』に備え、福祉全般を増進し、われらとわれらの子孫に自由のもたらす恵沢を確保する目的を持ってアメリカ合衆国のためこの憲法を制定する」となっているのである。
米国憲法制定の中心的目的の一つが『共同防衛』＝『国家と国民の自衛権の確保』（国家の独立と主権の確保及び国民の基本的人権の確保=生命の安全保障、自由の保障、財産・所有権の保障など）にあるのである。自衛権をあたかも否定するがごとき条項を憲法に明記するならば、そのこと自体が憲法制定の中心目的に反するものとなり、「違憲条項」となってしまうのである。「ケーディスの秘密」により憲法第9条はあいまいなまま辛うじて憲法違反の違憲条項とされずに、黙認条項として残存を許されたのである。
■また日本国憲法第９条は、ポツダム宣言に端を発して、１９２８年の"不戦条約"をもとにして作られたものであるが、同条約では、「国際紛争を解決する手段としての戦争」と共に「国策を遂行する手段としての戦争」も違法であると明記されているが、その両方共に『自衛のための戦争』は含まれていないとの国際的な合意があったのである。
■ケーディス大佐は当時４０才コーネル大学を卒業後ハーバード大学ロースクールで法律を学び、この時既に弁護士の資格があり経験もあったのである。「ケーディスの秘密」は後日、日本のテレビや新聞でも繰り返し報じられたのであるが、なぜかこの重大な出来事の真意が国民に伝わっていないのであるが不思議なことなのである。朝日新聞を始めとした、日本の偏向したマスコミに起因しているとも言えよう。
このことが明確にされれば日本国憲法9条が「死亡宣告＝欠陥憲法宣告」を受けてしまうからであろう。日本国憲法９条のルーツがポツダム宣言・無条件降伏の証文であり・占領時代にのみ適用可能な半／反／非／否の独立国家の憲法である事が、あまりにも明確になってしまうからであります。
朝日新聞などは意図的にこのことを無視してきたのか、触れないようにしてきたものと言えよう！占領政策・占領軍の検閲の洗礼を受けて育った日本のマスコミは「安全保障観点欠如」「国防と愛国心欠如」「日本の歴史と伝統と文化」等などに否定的なＧＨＱのＤＮＡを継承し続けてきたとも言えよう。
■次に「ケーディスの秘密」により憲法第９条は「自衛のための戦力はこれを持つことが出来るとの可能性が残ったのである。しかし最高裁判所は「統治行為論」なる判決により、自衛隊、日米安全保障条約の存在を合憲とは言えないが、違憲ともいえないと黙認的に認可したのである。（明白に違憲と認められない限り、裁判所の違憲審査権の範囲を超えており、主権者としての国民、その代表としての内閣及び国会の判断に従うべきものである）。
■国家と国民の最重要な「自然権」・生存権、自衛権、正当防衛権に無頓着な日本国憲法の負の遺産を最高裁は『伊達判決批判』の時点で強調すべきであった。このあいまいな最高裁判決こそが、戦後日本の国家の弱体化と個人主義化の自己中エゴ化の元凶であり、最高裁判決は、憲法の目的観、憲法の原則、原理等の積極的な意思を欠いたものであり、判決趣旨のあいまいさ、次元の低い正義感と愛国心欠如のその場限りの逃げの判決であった。最高裁判決の罪は大きいと言わなければならない。
■いずれにしてもケーディスの秘密により「国際紛争を解決する手段としての戦争」「日本国憲法9条で禁じられている戦争の放棄」には『自衛のための戦争は含まれていない』と解釈ができる可能性を残したのであり、『自衛の為に戦力を保持することは可能である』と解釈ができるようになったのである。
しかしマックァーサー自身も１８０度考えと解釈を変えた事、日本国政府の解釈も１８０度に近いくらい変化した事、自衛隊、日米安全保障条約に関しても最高裁と下級裁判所で判決が１８０度に近く異なって出されたりしてきたのである。こんな憲法は許されてはいけないのである。「ケーディスの秘密」は良かったことだと考えられるが、日本国憲法（１９４６年憲法）を長々と生きながらえさせることにも通じ、日本の戦後政治を大混乱に貶めたことも事実であろう。
■憲法9条をどう解釈するかにより政党まで分かれ、不毛の防衛論争を続けてきたのである。あいまいな憲法第9条こそが日本の政党民主主義確立への最大の否定的要素であったし、日本を蝕むガン細胞のでもあった。あたかも『日本の政治的原罪』、日本国家の原罪になっているのが現憲法なのである。
ケーディスの罪でなく、日本人の罪であり、憲法改正を立党の目的にしたにもかかわらず全くもって不熱心であった「自由民主党」、それを支持して来た国民の責任は小さくは無いのである！

**５、憲法第９条改正長島・試案**

**第三章　安全保障**

■ 現行憲法第９条を「戦争放棄条項」から「安全保障条項」に変えること　》
日本国国家と国民は、領土と領海、主権と独立、文化と伝統および国民の生存権・生命、自由、財産などの基本的人権、幸福追求の権利などを守護する為に、国防・安全保障の責任を果たさなければならない。自衛権の確立及び安全保障体制の確立は、最も重要な国家と国民の権利であり義務である。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）前項の目的達成の為、
１）必要最小限度以上の陸海空軍及びその他の戦力の保持と安全保障体制の確立に努めなければならない。

■★安全保障、軍事に関しての諸事項は別途法律で定める。

２）価値観を共有する諸国との同盟関係を確立し、一層強固な安全保障体制を築くことができる。固有の権利としての、個別的自衛権及び集団的自衛権を行使することができる。

（２）日本国は国際連合加盟国及び国際社会の一員として、世界の平和と繁栄の為に必要と思われる応分の軍事的又はその他の方策による、国際的な責任を果たさなければならない。

（３）国際紛争を解決する手段としての侵略的な武力の行使は禁止されている。この件に関する交戦権は存在しない。

　注）第何章、第何項などの表記は憲法全体の構成に基づくものとする。

**参考１）読売・憲法改正２００４年試案・第３章～第５章（１）**

**第三章　安全保障**

**第一一条（戦争の否認、大量破壊兵器の禁止）**〈１〉 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない。
〈２〉 日本国民は、非人道的な無差別大量破壊兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造及び保有せず、また、使用しない。

**第一二条（自衛のための軍隊、文民統制、参加強制の否定）**〈１〉 日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる。
〈２〉 前項の軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。
〈３〉 国民は、第一項の軍隊に、参加を強制されない。

**第四章　国際協力**

★第一三条（理念）日本国は、地球上から、軍事的紛争、国際テロリズム、自然災害、環境破壊、特定地域での経済的欠乏及び地域的な無秩序によって生じる人類の災禍が除去されることを希求する。

★第一四条（国際活動への参加）前条の理念に基づき、日本国は、確立された国際的機構の活動、その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、軍隊の一部を国会の承認を得て協力させることができる。
第一五条（国際法規の遵守）日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する。

**参考２）自由民主党・憲法第９条改憲試案**

　　**安全保障**

**第９条（平和主義）**日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

**第９条の２（自衛軍）**① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛軍を保持する。
② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行する為に、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
③ 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行する為の活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保する為に国際的に協調して行なわれる活動および、緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守る為の活動を行う事が出来る。

④ ④前２項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

**資料２ 降伏後における米国初期の対日方針」（抄）**この文書は、米トルーマン大統領が１９４５年９月６日に承認したものであるが、その承認に先立って、同年８月２９日、マッカーサー連合国最高司令官に無電で通達された。

**この文書の目的**この文書は、降伏後における初期の一般的な対日方針を示すものである。これは大統領によって承認され、連合国最高司令官ならびにアメリカの関係各省および諸機関に対し、その指針として配付された。この文書は、日本占領に関し政策の決定を必要とするすべてのことがらを扱っているものではない（略）。

「第一部 究極の目的」
初期における諸政策が従うべき日本に関するアメリカの究極の目的は次のとおりである。
（Ａ）日本がふたたびアメリカの脅威となり、または世界の平和と安全の脅威とならないことを確実にすること。
（Ｂ）他の諸国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示されたアメリカの目的を支持すべき平和的で責任ある政府を究極において樹立すること。アメリカは、かかる政府ができる限り民主主義的自治の原則に合致することを希望するが、国民の自由に表明した意思によって支持されない政治形態を日本に強制することは連合国の責任ではない。
これらの目的は次のような主要措置によって達成される。
（ａ）日本の主権の及ぶ地域の限定。
（ｂ）日本の完全な武装解除、非軍事化および軍国主義の一掃。
（ｃ）基本的人権ことに信教、集会、言論および出版の自由の尊重。民主主義的・代議的組織の形成の奨励。
（ｄ）日本国民の自力による平和的経済の発達の機会の供与。

**「第二部 連合国の権限」**★１，軍事占領──降伏条項を実施し、さらに前記の究極の目的の達成を促進するために、日本本土の軍事的占領が行なわれる。この占領は、日本国と戦争状態にある連合国の利益のため行動する主要連合国のための行動たる性質をもつべきものである。この理由により、対日戦争において指導的役割をつとめた他の諸国の軍隊の占領への参加は歓迎され、かつ期待される。占領軍は、アメリカによって指名される最高司令官の指揮下にあるものとする。協議および適当な諮問機関の設置により、主要連合国に意見の不一致を生じた場合には、アメリカの政策が支配するものとする」
★２， 日本政府との関係」──天皇および日本政府の権限は、最高司令官に2　従属す。「日本社会の現在の性格ならびに最小の兵力および資源により目的を達成しようとするアメリカの希望に鑑み、最高司令官は、アメリカの目的達成を満足に促進する限りにおいては、天皇を含む日本政府機構および諸機関を通じてその権限を行使する。日本政府は、最高司令官の指示のもとに、国内行政事項に関する通常の政治機能を行使することを許される。ただし、この方針は、もし天皇または他の日本の当局者が、降伏条項の実施において最高司令官の要求を満足に果たさない場合、最高司令官が政府機構若しくは人事の変更を要求し、または直接に行動する権利および義務によって制限される。さらにまた右の方針は、最高司令官をしてアメリカの目的達成に指向する革新的変化に抗して、天皇または他の日本政府機関を支持するよう拘束するものではない。右の方針は、日本における現存の政治形態を利用しようとするものであって、これを支持しようとするものではない。封建的または権威主義的傾向を修正しようとする政治形態の変更は、日本政府によると日本国民によるとを問わず許容され、かつ支持される。このような変更の実現について、日本国民または日本政府がその反対者を抑圧するため実力を行使する場合においては、最高司令官は、管下部隊の安全および占領の一切の目的の達成を確実にするに必要な場合においてのみこれに干渉するものとする」
★３， 政策の周知──日本国民および全世界は、占領の諸目的および諸政策
ならびにその遂行の進展について十分に情報を提供される」

**「第三部 政治」**★１， 武装解除および非軍国主義化」──武装解除と非軍国主義化は、軍事占領の主要任務であり、即時かつ断乎として実行されるべきである。陸海空軍、秘密警察組織などは解体され、軍用の資材・施設や軍用および民間用の航空機は引渡され、かつ処分される。陸海軍高級職員、極端な国家主義的および軍国主義的組織の指導者ならびに軍国主義および侵略の重要な推進者は、将来の処分のため拘禁される。軍国主義および好戦的な国家主義の積極的推進者であった者は、公職その他重要な責任のある地位から廃除される。極端な国家主義的または軍国主義的な社会上、政治上、職業上および商業上の団体および機関は解消され、かつ禁止される。
軍国主義や極端な国家主義は、教育制度から除去され、職業旧軍人その他国主義や極端な国家主義の推進者は、監督的および教育的地位から排除される。
★２， 戦争犯罪人」──戦争犯罪人は逮捕され、裁判により処罰される。
★３， 個人の自由および民主主義過程への欲求の助長──信仰の自由は占領とともに直ちに宣言されるべきである」「集会および公開言論の権利を保有する民主的政党は奨励されるべきである。ただし、占領軍の安全を保持するための必要によって制限される」。人種、国籍、信教または政治的意見を理由に差別待遇を定める法令は廃止され、また、この文書に述べられた諸目的および諸政策と矛盾する法令は、廃止、停止または修正される。「政治的理由により不法に監禁されている者は釈放される。個人の自由および人権を保護するため、司法制度、法律制度および警察制度は、この第三部の１および３に掲げる諸政策に適合させるためできるだけ速やかに改革され、かつ、その後漸進的に指導されるべきである」

**「第四部 経 済」**★１、 経済上の非軍事化──日本軍事力（Ｊapanese military strength）の現存経済的基礎は破壊せられなければならず、かつ、再興を許されてはならない」
★２、 民主主義勢力の助長──民主主義的基礎にもとづく労働、工業および農業における諸組織の発展を奨励すべきである。所得ならびに生産および商業手段の所有権の広範囲の分配を認める政策は支持されるべきである」最高司令官は、（ａ）将来の日本の経済活動をもっぱら平和的目的にむかって指導しない者を経済界の重要な地位から排除、（ｂ）産業上および金融上の大「コンビネーション」の解体計画を支持する政策をとるべきである。
　３、 平和的経済活動の再開」
　４、 賠償および返還」
　５、 財政、貨幣および銀行政策」
　６、 国際通商および金融関係」
　７、 在外日本資産」
　８、 日本国内における外国企業に対する機会均等」
　９、 皇室の財産──皇室の財産は、占領の諸目的の達成に必要ないかなる措

　　　　　置からも除外されない」

■資料； 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第１巻』（有斐閣 １９６５年）８９～９２ページから転載、この文書は、「第一部 究極の目的」において①日本の主権の及ぶ地域の限定　②日本の完全な武装解除、非軍事化および軍国主義の一掃③基本的人権ことに信教、集会、言論および出版の自由の尊重。民主主義的・代議的組織の形成の奨励④日本国民の自力による平和的経済の発達の機会の供与の４点を挙げている。のちに、日本国憲法に盛り込まれた基本的な考え方がここで示されている

**憲法改正の歌：中曽根康弘**１９５６年

（１）鳴呼（ああ）戦（たたか）いに打ち破れ　敵の軍隊進駐す
平和民主の名の下に　　占領憲法強制し
祖国の解体計りたり　　時は終戦６ヶ月

（２）占領軍は命令す　若（も）しこの憲法用いずば
天皇の地位請け合わず　涙をのんで国民は
国の前途を憂（うれ）いつつ　マック憲法迎えたり

（３）１０年の時は永くして　自由は今や還りたり
我が憲法を打ち立てて　国の礎（いしずえ）築くべき
歴史の責を果たさんと　決意は胸に満ち満てり

（４）国を愛す真心を　自らたてて守るべき
自由と平和民主をば　我が憲法に刻むべき
原子時代に遅れざる　国の理想を刻まばや

（５）この憲法のある限り　無条件降伏つづくなり
マック憲法守れるは　マ元帥の下僕（げぼく）なり
祖国の運命拓（ひら）く者　興国（こうこく）の意気挙（あ）げなばや

**補記；**幣原喜重郎首相の息子さんで独協大学教授をされていた、幣原道太郎氏に一対一で憲法制定と幣原首相の話を聞いたことがある。道太郎先生には憲法制定の原稿も書いていただいた事があります。マッカーサーが憲法９条の発案者は幣原首相であるとの回想録を残している事で喜重郎氏は苦悩していた。
国家の大問題になってしまった憲法第９条のメモを残した、マックァーサーも苦悩していたのか？　真相は誰にも解からない。
ただ言える事は、天皇制と天皇陛下を守るには仕方なくこの憲法第９条を受け入れる以外に無かったのだと、幣原喜重郎首相（当時）は泣きながら、息子である道太郎氏に当時の苦悩を語り伝えてくれた事があったと御本人からお聞きした事があります。
心ある当時の日本人は皆同じであったのでしょう。天皇を戦犯にとの意向が有る国も何カ国かあったので、憲法第９条を強調して天皇陛下を守護出来るとの考えがあったのであります。　憲法は独立したら何時でも変えられるのだとも内内に言い聞かせていたようであります。